

議 長 日程第2「議案第53号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第53号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、小児医療費助成の対象となる児童の用語の定義について、所要の改正を行うものであります。学校教育法の一部改正につきましては、小中一貫教育を行う新たな学校の種類といたしまして義務教育学校という規定が設けられたことによりまして、松田町の小児医療費は中学生までを対象としておりましたので、その用語について改正させていただくものでございます。

議案のですね、一番最後の参考資料、新旧対照表をおあげください。こちらはですね、現行のところで用語の定義としまして、「この条例において「小児」とは、学校教育法第1条に規定する中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した日」以下ありますけれども、こちらの中学校の後にですね、新しく規定されました義務教育学校の後期課程という文言を追加するものであります。改正案としましては、第2条、「この条例において「小児」とは、学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業した日」以下続きますが、このように改正させていただきたいと思っております。

1枚お戻りいただきまして附則になります。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第53号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。